駐車場法等に基づく路外駐車場設置の届出フロー

駐車場の設置に当たっては、**①駐車場法第１２条**及び**②高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（通称：バリアフリー新法）第１２条** に基づく届出が必要となる場合があります。以下のフローにより該当する駐車場は、届出が必要です。

設置する駐車場は、道路の路面外に設置するもので、一般公共の用＊1に供されるものですか。

→ NO：路外駐車場には該当しないので、①、②とも届出は不要です。

↓ YES

駐車の用に供する部分の面積が５００㎡以上ですか。

→ NO：①、②とも届出は不要ですが、建築基準法等の法令の規定によるほか、政令で定める技術的基準を満たす必要があります。

↓ YES

駐車料金を徴収しますか。

→ NO：①、②とも届出は不要ですが、建築基準法等の法令の規定によるほか、政令で定める技術的基準を満たす必要があります。

↓ YES

都市計画区域内ですか。

→ NO：**②バリアフリー新法による届出＊2**が必要です。

・国土交通省令第１１２号による技術的基準を満たし、**第１号様式**にて届け出てください。

↓ YES

①駐車場法による届出、**②バリアフリー新法による届出＊2**がともに必要です。

・駐車場法施行令による技術的基準を満たし、**設置（変更）届出書**にて届け出てください。

・また供用を開始しようとするときは、あらかじめ**管理規定**を定め、供用開始後10日以内に届け出てください。

・バリアフリー新法に関しては国土交通省令第１１２号による技術的基準を満たし、**第２号様式**にて届け出てください。

＊１「一般公共の用に供する」とは、不特定多数の人が利用できることです。

＊２バリアフリー新法による届出は、立体駐車場等の建築物では不要です。